

第3次循環基本計画のパブリックコメントにいただいた主な御意見に対する考え方

意見提出者数：111

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
はじめに	平成20年の同計画において重要な課題としている「環境保全の重要性」について触れるべきである。	御意見を踏まえ、冒頭に「今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっている。」との記述を追加するなど、環境保全に関する記述を必要箇所追加しました。
現状	資源生産性等が目標を達成しつつある理由について、分析、明記すべき。	3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、国民の意識の向上等により、指標が向上した旨を1ページに記載しています。また、資源生産性指標の向上については、公共事業の減少等により国内の土石系資源の投入量の大幅な減少が要因となっていると考えられます。
中長期的方向	小型電子機器等の循環資源が広域的に収集・再資源化される中で経済性だけが優先されない為にも「環境保全が優先されるなかで規模の経済を目指す」と言う様な言葉の記載も必要と考えます。	御意見を踏まえ、「環境保全を確保した上で、」規模の経済とエコタウン等のリサイクル産業集積地内での相互連携により効率的な資源循環が進むとの記述に改めました。
中長期的方向	国民の排出者としての責任と事業者による排出者責任や拡大生産者責任と同列に扱うことは無理であるため、「排出者責任」を「排出事業者責任」に変更して下さい。	排出者責任とは、廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、分別収集への協力、循環資源を回収する事業者に循環資源を適切に引き渡すこと等の国民の責務も循環型社会形成推進基本法に規定されています。
指標	資源生産性は、どれだけ無駄な加工等を天然資源等に加えているかを示しているだけである可能性がある。したがって、「入口」の指標は、単に天然資源等投入量とし、この削減を目標とするべき。	資源生産性は、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標であり、天然資源の投入に伴う環境負荷の増大と経済成長の分離度を測る分かりやすい指標でもあることから、目標を設定する指標としています。なお、絶対値を表す天然資源等の投入量も参考の図5として、計画中に明示しています。
指標	「循環型社会形成推進基本計画」の中で、「資源生産性」を目標として掲げることの妥当性については、今後十分議論する必要がある。また、そもそも日本としての資源戦略は、省庁横断的に検討する必要があり、このための検討体制の構築も今後の課題とすべき。	本計画は、政府として閣議決定するものであり、関係省庁が一体となって、目標達成に向けて各種取組を実施していくこととなります。

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
指標	平成32年度における目標数値の設定の根拠を示すべきである。	<p>推計方法の基本的考え方は以下のとおりです。 資源生産性の分母である総物質投入量は、経済規模・構造と相関関係がある（GDPが増加すると、総物質投入量を押し上げる効果がある。）と考えられることから、GDPと、産業毎の誘発物質投入強度(t/万円。資源生産性の逆数であり、最終需要によって誘発される資源投入量。)の将来予測値から推計しています。GDPは、内閣府「経済財政の中長期試算」(H24.8.31)の「慎重シナリオ」を使用しています。</p> <p>産業廃棄物・有価の循環利用量の発生量は、経済規模・構造と相関関係がある（GDPが増加すると、産業廃棄物等の発生量を押し上げる効果がある。）と考えられることから、GDPと産業毎の誘発廃棄物発生強度(t/万円。最終需要によって誘発される廃棄物発生量)の将来予測値から推計しています。</p> <p>一般廃棄物の発生量は、人口・リデュースの進展度合いと相関関係があると考えられることから、人口と一人当たりの廃棄物発生量の将来予測値から推計しています。</p> <p>循環利用量・最終処分量は、廃棄物等の発生量と、リサイクルの進展度合いの将来予測値から推計しています。</p> <p>なお、これらの計算過程は、極めて技術的・専門的であることから、計画本文には記載していません。</p> <p>ご参考に下記URLの「物質フロー指標の将来推計方法の基本的考え方について」をご覧ください。 http://www.env.go.jp/council/04recycle/y040-76b.html</p>
指標	各指標の目標達成に向けた進捗状況、取組状況等の評価を行う際は、内外の経済情勢やリサイクル技術開発等の動向を十分に勘案すべき。併せて、目標達成に向けた環境整備として、合理的な資源循環が行われるよう、法制度の見直し・運用改善等を進めるべきである。	<p>本計画に記載しているとおり、各指標の進捗状況を見る際には、内外の経済情勢やリサイクル技術等の動向などを勘案することとともに、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理に係る部分を特定するなど、これらの影響についてできる限り詳細な分析を行い、その結果を踏まえ、各指標の目標達成に向けた進捗状況、取組状況等の評価をきめ細かく行っていきます。</p>
指標	化石系資源については、資源生産性をモニターするだけでなく、GDPの増加に関わらず総量が増加しないよう、総量の削減目標が必要と考える。	<p>本計画においては、資源生産性指標を補足する観点から、化石系資源に関する資源生産性を補助的な指標として定めています。なお、化石系資源については、低炭素社会を実現する観点をより重視して目標の在り方を検討すべきであると考えています。</p>

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
指標	隠れたフローを考慮した、TMRベースで金属資源の投入量を見ることにより、当該資源の使用に伴う環境影響を総体として評価することが可能となるとあるが、単純な資源消費の指標による評価の導入は、慎重な検討が必要である。	我が国の便利で豊かな生活は、多くの金属資源を消費することで実現されていますが、他方で、資源採掘国において、多くの環境負荷を与えているおそれがあることをしっかりと認識していく必要があります。 他方、金属資源のTMRベースの指標の活用に当たっては、本来、金属資源が採取される各鉱山における鉱石の品位等の情報を正確に把握する必要があるものの、海外鉱山における鉱石の品位等の情報についてはその正確な把握が容易ではなく、一定程度推計に頼らざるを得ないことや、それ自体が直ちに環境破壊への影響度を示すものではないこと等に留意する必要があることを計画中に明記しています。
指標	目標を設定する指標として、集団回収、資源ごみも含めた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量も考慮すべきである。	リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)を平成12年度比で約25%減(約890グラム)とすることを目標とすることを計画中に明記しています。
指標	レジ袋辞退率やびんのリユース率などをモニターするだけでなく、意欲的なリユース目標数値を決定し、それが達成されない場合の対策も盛り込んで下さい。	取組指標は、以下の2点に留意して設定しています。 ・循環型社会の形成に関する取組を網羅的に把握することは困難であることを踏まえ、その取組が「代表性」を有するものであること ・継続的にデータを収集することでその取組の進捗を測るため、データの捕捉が可能な「測定のしやすさ」が必要になること
指標	取組指標は、「レジ袋辞退率」は、「使い捨て買い物袋辞退率」とし、プラスチック製だけでなく、紙袋も含めた使い捨て買い物袋の削減状況を把握し、推進すべきである。	また、御指摘の指標に目標を設定するかどうかは、統計データの制約や将来予測の困難さなどを勘案しつつ、今後検討していきます。
指標	「びんのリユース率」の定義が不明確である。単に「びん」を繰り返し使用するような意味にも捉えることができ、「びんのリユース率」を新たに採用するのであれば、定義をはっきりと示してほしい。	現行計画では「リターナブルびんの使用率」と呼んでいた指標について、Rマークびんの使用率と混同される可能性があることから、「びんのリユース率」という指標に変更したものです。 本指標は、リターナブルびんの使用量とワンウェイびんの使用量の比率から算出しています。本来なら、この指標では、1度以上回収されたリターナブルびんの使用量を用いることが望ましいものの、データ制約上、リターナブルびんの使用量を用いていく考えです。

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
指標	<p>地方公共団体のグリーン購入の質的向上を促す指標として全地方公共団体におけるグリーン購入の調達方針策定率を設定する必要がある。平成24年度の地方公共団体のグリーン購入のアンケート調査結果では、グリーン購入調達方針の策定率は32.2%と組織的实施率(75.6%)と比べても低い策定状況となっていることから、組織的な取組を促すと同時に質的向上を図る評価指標として、地方公共団体におけるグリーン購入調達方針策定率を新たに設定すべき。</p>	<p>地域における循環型社会形成に向けた取組の評価指標として、各地方公共団体による循環基本計画策定数と地域循環圏形成のための取組数の推移をモニターすることとしています。地方公共団体のグリーン購入の取組については、これらの指標を調査することで把握していきたいと考えています。</p> <p>なお、本計画では、地方公共団体におけるグリーン購入について、引き続き、普及・推進に努めることとしています。</p>
指標	<p>環境と経済を両立させ、持続可能な循環型社会を構築させるためには、国民の消費行動を環境にシフトさせていく必要がある。環境省がとりまとめた「グリーンマーケット+(プラス)研究会」では、環境意識は高いものの、環境配慮型製品の購入にはあまり積極的ではなく、環境意識と行動にギャップがある「中間層」と言われる消費者が、消費者全体の約6割を占めるという結果となっており、第二次循環基本計画と同様、「意識」だけでなく「行動」に関する目標を設ける必要がある。</p>	<p>具体的な購入行動として、ビールや牛乳びんなど再使用可能な容器を使った製品の購入、再生原料で作られたリサイクル製品の購入を計画中に例示しています。これらの実施率を調査することで、国民のグリーン購入行動の動向を把握していきたいと考えています。</p>
各主体の役割	<p>地方公共団体の取組として、「リユース容器に詰められた商品の優先的な調達」を追加すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、地方公共団体の役割の記載について、パブリックコメント時に3R製品等の優先的な調達としていた部分を、より例示をわかりやすくする観点から、リユース製品やリサイクル製品等の優先的な調達へと改めました。</p>
各主体の役割	<p>国民の取組に、リユース容器商品の選択を追加すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、国民の役割に記述されていた容器包装の削減の例示として、リユースびんの選択を追記しました。</p>
対策の優先順位	<p>循環型社会づくりと低炭素社会づくりを統合させるためには、循環基本法に定義されている「再使用」、「再生利用」、「熱回収」の順番に捉われることなく、効率性(エネルギー、CO2)、経済合理性などを考慮した最適なリサイクル手法が選択されるべき。</p>	<p>国の取組の基本的方向として、「廃棄物等については、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、循環基本法で定められている優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分)に従い、対策を進める。ただし、同法に定めたとおり、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位によらず、より適切な方法を選択するものとする。」と記載しています。</p>
2R	<p>2Rの取組を制度的に位置付けるにあたっては、安全・品質の確保も含めた環境の整備が不可欠である。</p>	<p>リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進することを、計画中に明記しています。</p>
2R	<p>2Rの取組は非常に重要であり、その制度的検討の中身について、もっと具体的に記載すべき。</p>	<p>社会経済システムとして2Rを推進する具体的施策については、本計画で示した基本的方向性に沿って、今後検討を深め、実施していく考えです。</p>
2R	<p>「レジ袋の削減」については、「レジ袋の削減」という文言だけでは削減は進まないの、より推進できるような施策を盛り込んでいただきたい。</p>	

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
水平リサイクル	「我が国ではアルミ缶、ペットボトル、食品トレー、自動車のバンパー等で水平リサイクルが行われている」との例を記述している部分に、ガラスびんを追加すべき。	御意見を踏まえ、水平リサイクルの例示としてガラスびんを追加しました。
水平リサイクル	<p>低炭素社会との統合的取組については、48頁第5章第2節の2の①において、「低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め」との記述を既に行っているとのことであるが、水平リサイクル等を含め高度なリサイクルをすることが最も重要であるとの観点に立てば、「前述したように循環型社会、低炭素社会、自然共生社会づくりの総合的取組を進める観点から、例えばCO2削減にも貢献することとなる高度なリサイクルの積極的な推進も必要である」との表現は再度記述すべき。</p> <p>また、下線部分については、高度なリサイクルを実現する上で重要な視点であることから、追記されたい。</p> <p>この際、地球温暖化対策や経済合理性とのバランスも考慮しつつ、リサイクルを行うことで、かえって必要なエネルギー量や残渣物の大幅な増加などの環境負荷を招かないよう、LCA(ライフサイクルアセスメント)(注29)の観点を重視する。</p>	<p>持続可能な資源利用を行う観点からは、新たな天然資源の消費を最大限抑制できる水平リサイクルの実現が最も望ましいものと考えています。しかしながら、現状では、経済面やエネルギー面の課題があることから、計画に記載しているとおり、新技術の研究・開発を支援することとしています。</p>
有害物質	リサイクル原料は一定のリサイクル率が確保できれば、廃掃法の適用を除外するなど、推進策をとるべきである。	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものです。</p> <p>また、廃棄物は不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。</p> <p>したがって、リサイクルの対象となる廃棄物について、一定のリサイクル率が確保されていることのみをもって廃棄物処理法の適用を除外することは適切ではありません。</p>
有害物質	PCB廃棄物については、安全かつ確実な処理を確保しつつ、リスクを勘案し、合理的かつ効率的な処理を可能とする制度を構築すべきである。	「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」(平成24年8月23日PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会)において、微量PCB汚染廃電気機器等について、効率的な処理方法等について検討を行う必要があると提言されているところであり、今後、当該報告書を踏まえて取組を進めていくことを記述しています。
有害物質	水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等については、廃棄物の安全な処理(リサイクルおよび処分)が阻害されることのないよう、リスクを科学的に評価したうえでの制度設計を進めるべきである。	水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等については、リスクを科学的に評価したうえで、制度設計を適切に進めていきたいと考えています。

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
適正処理	「不法投棄等」⇒「不法投棄・不適正処理」に修文すべき。	御意見のとおり修正しました。
適正処理	家庭等から家電や金属くず等を回収している不用品回収業者のその大半が無許可で行っており、国内外で環境問題を引き起こしています。回収する業者側に行政が監督指導を行いやすくする為にもシステムを構築し行政が厳しく立入り調査を行える事が出来るようにする必要があると考えます。また、同時に排出側(市民)においても違法性を認識している者もはわずかで、もっと広くに排出側(市民)に違法性を周知、徹底を行う事も必要であると考えます。	御意見を踏まえ、国の取組の6廃棄物の適正な処理の(1)の⑥に、不用品回収業者、輸出業者等の対策として、国民への制度周知を追記しました。
適正処理	循環型社会においては、製品の原料調達段階から廃棄までの過程で有害物質を極力使用しないことも大事であり、有害物質を極力使用・発生させない社会を目指すべき。	計画では、リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する旨を記載しています。
循環産業	廃棄物の焼却灰、溶融スラグなどを原料とする製品の有効利用に効果的な対策を推進するという記述を追加するべきでないか。	具体的な品目名までは記載していませんが、計画では、リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援すると明記しています。
災害廃棄物	一般廃棄物は市町村が処理責任と権限を持っているが、東日本大震災の際にはそれが障壁となり、広域処理がなかなか進まなかったため、災害時の許認可などの権限を国に集中し、迅速に処理が進むようにすべきである。	御意見のとおり一般廃棄物は市町村が処理責任及び指導監督等を有していますが、国においても市町村に対して技術的助言や財政的支援等に努めているところです。今回の震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理することができるよう、広域的な協力も含め、(ア)地方公共団体間の連携、(イ)民間事業者等との連携、(ウ)仮置場の確保を促すとともに、実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施することを明記しています。
災害廃棄物	廃棄物行政は、地方自治体、基礎自治体の事務である。国が直接関与する前に、それぞれの自治体で対策をたてなければならない。そうするよう指導するのが、国の役割である。	いただいたご意見のとおり、災害廃棄物についても、廃棄物処理法に定められている国及び地方公共団体の責務に則って処理体制を構築することが重要と考えます。
廃棄物発電	温室効果ガス排出量の削減を考慮すると、ごみ焼却排熱を発電に利用するよりも排熱そのものを地域に直接供給した方が効果があるため、高温排熱の地域供給について御検討いただきたい。	熱回収は、廃棄物処理システム全体の温室効果ガス排出量に着目するとともに、各地域における回収した熱の需要や利用実態等に合わせて、ごみ焼却発電、熱供給等、適切な手法を各地方自治体において選択することが重要であり、熱供給よりごみ焼却発電を優先しているわけではありません。

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
静脈物流	循環型社会の形成のためにリサイクル、物流、省エネルギー、住民理解、可視化を進めるリサイクルポートを第三次循環型社会形成推進計画に位置づけられるものとして頂きたい。	国の取組の5循環産業の育成の(2)に、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進することを明記しています。
国際的取組	国際的取組の推進について、実現可能性調査に対する国からの支援のみでなく、具体的なプロジェクト展開のためには、事業リスクの軽減や事業環境の背景整備などのため、実証事業(モデル事業)などに対する国からの支援措置などの支援スキームを拡充すべきでないか。	御意見も踏まえ、今後の支援のあり方について検討していきます。
循環資源の輸入	ごみはまず、ごみとして、まず見るべき。ごみを資源と考え、「ごみはたくさんあっても、豊富な資源なのだから、構わない」という奇妙な発想が生まれる。外国で処理が困難であり、戦略上価値の高い廃棄物を輸入することについては、問題があり、内容を見直すべき。	アジア等の途上国に比べ、我が国はハイレベルの廃棄物処理・リサイクル技術を有しています。このため、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図るため、我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れることにしています。
循環資源の輸出	「環境汚染が生じないことが担保できる場合については」の記述は、石炭灰・高炉水砕スラグのどちらにもかかっているが、環境汚染が生じないことを担保するような措置は、高炉水砕スラグのような製品の場合、必ずしも必要ではないため、「担保できる」の記載を削除すべき。「担保できる場合については」の記載を残すのであれば、担保できることが自明である「高炉水砕スラグ」だけに焦点を当てる必要もないと考えられるので、「鉄鋼スラグ」とすべき。	高炉水砕スラグについては、そもそも有害性がほとんどないことから、環境汚染が生じないことが担保できることは自明であると考えています。鉄鋼スラグではなく、高炉水砕スラグと記述しているのは、中央環境審議会循環型社会計画部会での議論の結果、鉄鋼スラグについては、その種類によって性状に大きな差があることから、丁寧に記述をするべきとの結論に至ったためです。
循環資源の輸出	容器リサイクル法のみならず、各種リサイクル法において「国内循環を基本にすべき」という事をもっと強調すべきではないか。	国際的取組の推進の循環資源の輸出入に係る対応において、循環資源については、①まず国内で適正に処理することを原則とした上で、②循環資源の性質に応じて、国際的な循環資源の移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、国際的な移動の円滑化を図ることが重要であると明記しています。
個別法	牛乳パックや食品容器、小型家電等の店頭回収がより拡大できるような仕組みの構築をお願いしたい。	牛乳パックや食品容器のリサイクル拡大に向けた取組については、容器包装リサイクル法の見直しの中で検討していきます。また、小型家電については、小型家電リサイクル法の施行により、店頭回収が円滑に実施できる仕組みとしています。

項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
個別法	容器包装リサイクル法の上位法である循環型社会形成推進基本法に基づいて、施行状況の点検を行い必要な措置を講じることを明記してください。循環基本法において、循環利用としては再生利用よりも発生抑制と再使用が優先すると定められていますが、容リ法には「再使用」の文言さえ規定されていない。	容器包装リサイクル法の具体的な評価・点検は、法の施行状況や様々な各主体の御意見を踏まえ、今後、検討を深めていきたいと考えています。
個別法	容器包装リサイクル法の具体的な改正の方向性として、容器包装廃棄物の発生抑制に関する施策を盛り込む必要性を明記すべき。	
個別法	購買面での取組についても、もっと計画中に明示すべき。	グリーン購入法の対応として、引き続きグリーン購入の普及・推進に努めるとともに、社会の動向を踏まえ、基準の強化、拡充、整理を行うことによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していくと計画中に記載しています。
普及啓発	様々な分野の約80団体が集まり、3R関係各府省及び自治体とも連携しつつ「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」等の国民の意識向上や具体的な行動を促す活動を行っているリデュース・リユース・リサイクル推進協議会との連携について記述すべき。	御意見を踏まえ、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間団体との連携に関する記述を追加しました。
普及啓発	異なる主体の連携のための体制を整理し、全国各地の地域レベルの活動を支援できる組織を環境省の下に置くべき。	主体間の連携を具体的にどのように図っていくのか、今後検討を深めていきたいと考えています。
放射性物質	放射能汚染されたものは、リサイクルして利用すべきではない。まとめて隔離保管すべき。	放射性物質を含む廃棄物等の再生利用については、生産された製品が市場に流通する前にクリアランスレベル(放射性物質として扱う必要がないもののレベル)の設定に用いた基準以下になるよう放射性物質の濃度が適切に管理されていれば再生利用が可能であり、被ばく線量を当該基準以下にするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能と考えています
放射性物質	アスベスト、PCBについては有害物質の適正な管理・処理として言及しながら、放射性物質についての取組を避けているのは、おかしい。放射性物質についての適正な管理・処理について、示すべき。	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき、適正かつ安全に処理を進めることを計画中に明記しています。また、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行うことも明記していません。